

第1回福井県障害者差別解消支援地域協議会 議事概要

■日 時

平成28年7月27日（水）10：00～11：35

■場 所

AOSSA7階 706会議室

■出席者

（委員）

酒井委員、小山委員、丸山委員、日向委員、小寺委員、山崎委員、高村委員、栗下委員、藤田委員、大中委員、藤川委員、藤井委員、吉川委員、今井委員、近藤委員、櫻本委員、田上委員、増田委員、港道委員

（事務局）

森本障害福祉課長、加藤障害福祉課長補佐、川越障害福祉課主事、天谷総合福祉相談所長、欠戸福井健康福祉センター所長、中森地域福祉課人権室主任

■次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 出席者紹介
4. 会長選出
5. 議事
 - (1) 法の概要、県等の取組み
 - (2) 相談事例・対応
 - (3) 協議会の運営
 - (4) その他
6. 閉会

■説明資料

- （資料1）障害者差別解消法の概要
- （資料2）県の取組み
- （資料3）相談事例への対応状況
- （資料4）協議会の運営

■議事概要

1. 開会
2. 櫻本健康福祉部長 挨拶
3. 各委員の自己紹介
4. 会長選出

《吉川委員を会長に選出》

5. 議事
(1) 法の概要、県等の取組み

《事務局および関係機関より資料1、2等に基づき、法の概要、県等の取組みについて説明》

- 委員 福井県身体障害者福祉連合会の中に障害者110番という相談窓口がある。相談は多数寄せられているようだ。中には弁護士に相談しなければならない相談もあり、適宜相談はしているとのこと。
また、直接相談に来られない人もいるが、電話では相談できるという人もいる。差別に関する相談だけではないが、やはり窓口を必要としている人はいる。法務局で電話窓口があるというのは、非常に重要だと思う。110番に寄せられている相談件数は増えている。県の障害福祉課に対してもそういった援助が必要ではないかと思う。
- 会長 相談窓口がだんだん整備されていく、それによりそれなりの数が上がってくる。だが、中身は、差別問題や虐待等も含め、複雑に絡み合っている。窓口相談の後、どのように対応していくかが今後の大きな課題になっていくのではないか。
- 委員 1つお願いがある。法務省から立派な冊子をいただいた。おそらくホームページにも掲載されていると思う。最近、紙使用を少なくするため、ホームページにデータが公開されている。良いことだとは思いますが、高齢者ではパソコンが使えない人もいる。インターネットで見ると目が疲れる。行政が発行するものを印刷、郵送をしていただけないか。

○会長 報告書やPR等の媒体をどうするか。最近は紙媒体が減っている。高齢者、障害者でも経済状況が厳しく、若くてもパソコンがない人もいるという課題がある。関係機関の方々はPR方法について御検討いただければと思う。

○事務局 インターネット環境が整っているため、そういったツールを活用していくことはもちろんだが、御高齢の方や配慮が必要な方に関しては、必要な部数をコピー等により印刷するなどし、必要な対応をとっていくことを検討していく。

○会長 障害の特性に合わせたコミュニケーションツールをどうするかというのも大きな課題になるので、いろいろな工夫を考えていただきたいと思う。

○委員 法務省のパンフレットに知的障害に関することは書かれていない。知的障害者というのは分かりにくいのだということを感じる。具体的に目に見えるものではなく、普通の方は分からないと思う。ただ、特異な雰囲気を出しているからか、周りからは「何？」と見られることが多い。だから、私たちは差別解消法にすごく期待している。

障害のある子どもが県内のショッピングセンターに行くと、すれ違う際に振り返られる。しかし、金沢や京都では、そういうことが全然ない。車いすで移動していても、すぐに道を開けてくれる。福井は中々それがない。

先日、自動ドア付近で子どもが走って出てきて、こちらの車いすと衝突しそうになった。子どもの母親は「危ない」と子どもに注意をしたが、その「危ない」という注意はおそらく子どもがぶつかることに対する注意だったのだと思う。車いすにぶつかると迷惑をかけてしまうから注意したわけでないのだと。

本協議会はすごく大切だと思う。皆さんの知恵をお貸しいただきたいと思う。

○会長 知的障害の方たちのスポーツの祭典で、スペシャルオリンピックスというのがある。また、見た目では分かりにくい障害というと、難病の方々も含め、発達障害とか、一見すると障害があるようには見えない方に対しても目を向けていくことが大事だと思う。

スウェーデンでは、子ども向けの知的障害者理解を進める本がある。そうしたものも活用されていくといいと思う。

○委員 ろう者の高齢者が増えている。いろいろなところへ相談しに行きたいと考えていても、窓口到手話のできる人がいない。ろう者専門の相談員が普及してほしいと思う。すべて平等に手話のできる人を置いてほしいと考えている。

ろう学校の校長と話したことがある。今、人工内耳のお子さんが増えているとのこと。人工内耳は喋られる人もいるが、学校を卒業した後、社会で仕事をする際に言葉がうまく話せないこともある。人工内耳の人はうまくコミュニケーションを

取るための方法が分からないままに卒業後社会で生活することがある。社会参加できるための環境がほしいと校長から相談を受けた。仕事、医療いろいろなところで理解をしていただきたいし、どうすれば理解してもらえるかを考えていただきたいと思う。

○事務局 手話関係だが、障害福祉課には手話通訳がいるため対応はできる体制である。また、市町や民間では常にそういった方を配置している状況ではないが、法律ができたことから、事前に御連絡をいただいた場合には派遣をする方向に持っていければと考えている。

○委員 遠隔手話通訳のシステムなども開発されてきているので、うまく活用していただければと思う。

○事務局 遠隔手話通訳の件も含め、また検討していく。

○会長 合理的配慮の部分の、過重な負担ではない範囲で個々の状況に応じて講じられるべき措置ということの兼ね合いで、難しいところだと思うが、協議会の役割は、こういったことをどういう形で具体化していくかということだと思うので、今後とも話していければと思う。

どういふものなら具体的に実現できるのかという工夫も御紹介していただけるとありがたいと思う。

○委員 障害者が勤めたいというときに、合理的配慮がされているところに行かなければならないとしか言えない。できれば、協議会では障害者雇用促進法と連携していただき、企業に伝えていただき、誰もが社会参加できるようにしていただきたい。そのためには、特開金（※）の年数を延長してほしいと思う。現在は制度が1年半だが、特開金がもらえなくなると解雇することもある。3～5年にすれば、その間にどのような障害者でも一人前に仕事ができるようになると思う。そうすれば、補助がなくなっても、仕事をできようになる。そういったことが本当の合理的配慮ではないかと思う。今後の課題にしていただき、雇用促進法と差別解消法が連携し、積極的にやっていただきたいと思う。

また、企業が合理的配慮を提供するために、国が補助をし、障害者が働きやすい環境を作っていただきたい。

（※）特別求職者雇用開発助成金（特開金）

高年齢者や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されるもの。（身体・知的障害者を雇い入れた場合、中小企業であれば2年で120万円支給される。）

○委員 障害者の就業場所については、ハローワークで障害者に対する就業支援を取り扱っている。障害に応じた就業ができるように、特別求人開拓として、模索しながら斡旋を行っている。県内には中小零細企業が多く、中々対応しきれていないという現状がある。企業へは、合理的配慮についてできるだけしていただきたいと、ハローワークを通じて指導にあたっている。

助成金については、現行で120万円支給している。これを賃金の補助や雇用環境の整備にあてていただいている。

○委員 高齢者になると耳が遠くなる人がかなりいる。会議でも難聴の人がいる場合に支障がある。手話通訳も大切だと思うが、話しかけると文字に変換してくれるような、スマートフォンのアプリがあるので、利用できないのか。

○委員 高齢の方だと、なおさら機器を使いこなすのも難しいと考えられるし、ろう者にとってはやはり手話通訳が確実だということは御理解いただきたい。ただ、手話がいいのか、機器がいいのかはその人それぞれによって異なってくると思う。

○会長 それでは、相談事例・対応について事務局から説明していただく。

(2) 相談事例・対応

《事務局より資料3に基づき、相談事例・対応について説明》

○委員 人権擁護委員の全国大会が松山であった。そのとき、障害者差別解消法の特別講義があった。ある弁護士が講演した。相談事例集の編纂をしていたのだが、その中では知的障害者に関する事例が5例ほど載っている。飛行機の離着陸の際に大きい声を出すから、搭乗拒否をされたというもの。これについては、ファーストクラスは席が離れているから対応できるのではないか。

投票に知的障害者が来た場合に、代理投票をするわけだが、名前を指差せないから、意思疎通ができないから追い返されたというもの。だが、知的障害者には写真を見れば指差して意思疎通を図れる人もいることから、アルバムを用意しておくといった解決策がある、等が掲載されているのでご覧いただければと思う。

○委員 入院した際に、テレビを観る際に字幕がなく、その際はどうしたらよいのか。病院に行って説明したほうがいいのか。病院によってさまざまで、できるところとできないところがある。情報保障の観点でお聞かせいただきたい。

○事務局 合理的配慮は、行政機関は過重な負担ではない範囲で義務だが、民間事業者、病院は努力義務となっている。その意味で、病院ごとにバラつきがあるのかと思うが、今後法の浸透や設備の更新の際に検討いただくことで、よい方向に行くのではないかと思う。

○会長 今後、対応事例の中に載せていただいたほうがいいと思う。

○委員 相談対応について。障害者虐待防止法については、相談窓口が市町に固定されており、解決に向けて市町が動くことになる。差別解消法については、相談窓口がさまざまであり、どこで相談したか、どう対応したか、まずどこへ相談すればいいのか、見えていない部分がある。法的にも具体的に書いていない。最終的な目標については県全体でよりよくしていくことだとは思いますが、協議会で1か所に絞るといふわけではなく、どのように情報共有をしていくか、どのように道筋を作っていくかというゴールがあるといいのではないかと期待している。

○事務局 相談窓口については、いろいろな事業があるため、行政で言えば、各所属はもちろん、障害福祉課や総合福祉相談所、各健康福祉センターを県の基本的な相談窓口と考えている。他にも国や市町さまざまある。その意味では、協議会で各関係者の方々にお集まりいただき、相談事例を文書等で照会し収集して、議論し整理した上で、よい事例や悪い事例をホームページ等で公表していくということが考えられる。

○会長 今日がスタートなので、ストックしていくことが重要なのかと思う。続いて、協議会の運営について、事務局から説明していただく。

(3) 協議会の運営

《事務局より資料4に基づき、協議会の運営について説明》

○会長 とりあえず、大きな役割について説明していただいたが、これからより具体的なところを皆さんにお考えいただきながら、ということになると思う。

○事務局 それでは、以上をもって第1回福井県障害者差別解消支援地域協議会を終了する。